

市長定例記者会見資料



令和2年3月23日	
所 属	協働推進課
所属長	西田 真弓
電 話	06-6489-6153

兵庫県内初！

民間と行政の新たなパートナーシップのカタチ「協働契約」を導入します

1 趣旨

尼崎市では、“行政のみ”や“民間のみ”など、一つの主体だけでは解決することができない課題の解決を図るため、協働の取り組みを進めています。協働によって、互いが強みを出し合い、相乗効果が発揮されることが期待されますが、このためには、互いの相互理解や、対等な関係性の確保が重要です。

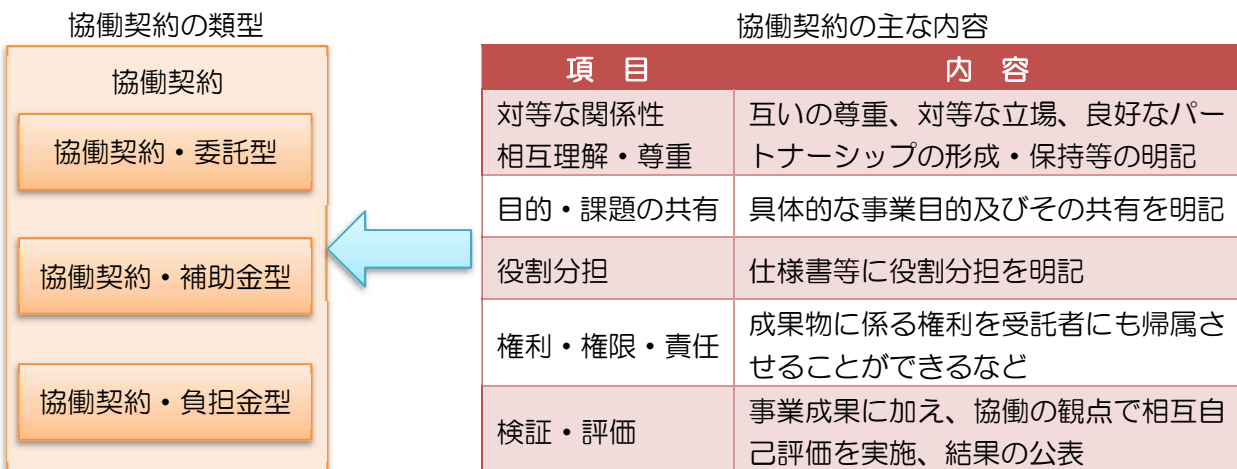
そこで、こうした事項を契約行為によって明確にし、互いにとって協働しやすい環境を整備するため、民間と行政の新たなパートナーシップの形態として、4月から「協働契約」を導入します。なお、令和2年度から新たに運用を開始する「尼崎市市民提案制度」においても協働契約を活用します。

2 協働契約の内容について

協働契約は、市と相手方が協働の取り組みを行うに当たり、主に次の内容を含む契約書を、委託や補助金等の交付など、その手法に応じて締結するものです。

互いの主体性の向上や、協議を行いながら即応性・柔軟性のある事業実施を行いやすくなり、協働の相乗効果が発揮されやすくなります。

<協働契約書の類型と主な構成内容>

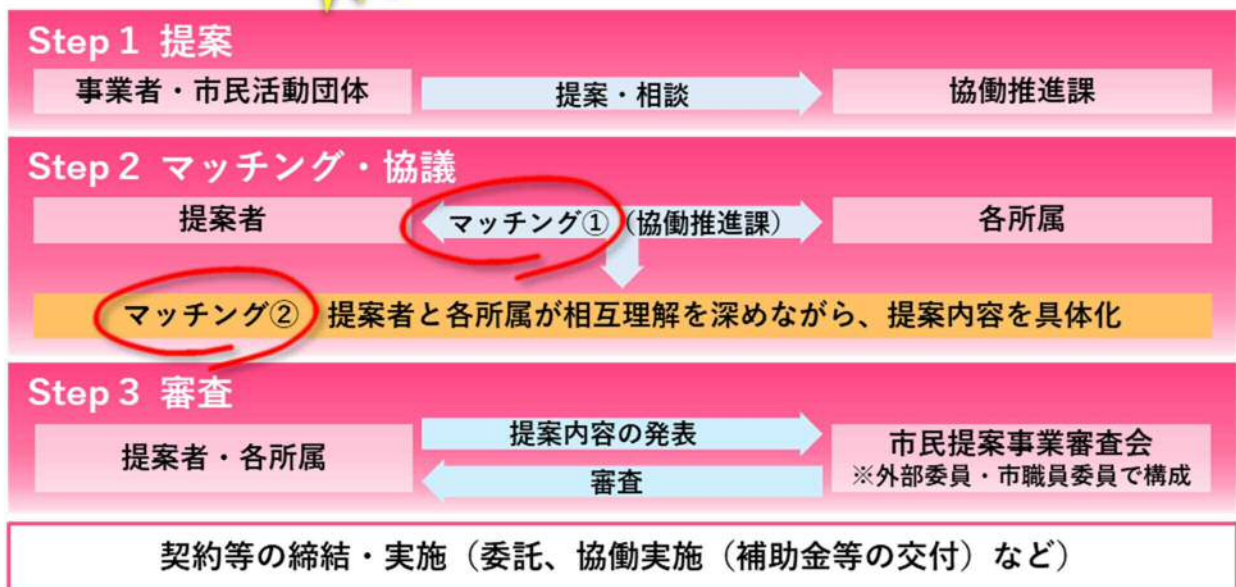


3 尼崎市市民提案制度

尼崎市ではこれまで、事業者及び市民活動団体（以下「団体等」という）のアイデアを基に、市の事業の委託化や先進的な取組の市との協働実施（及び補助金の交付）を図る制度として、「提案型事業委託制度」と「提案型協働事業制度」を運用してきました。

4月から、この二つの制度を一本化し、新たに「市民提案制度」として生まれ変わります。新制度では、提案者との随意契約を保証する従来の長所はそのままに、提案書類の削減や構想段階での提案を可とする独自の「W マッチングシステム」の導入によって、提案の実現可能性を高めるなどの改善を施しました。提案から実施までの大まかな流れは下図のとおりです。

尼崎は **ダブル W** マッチングシステム採用！



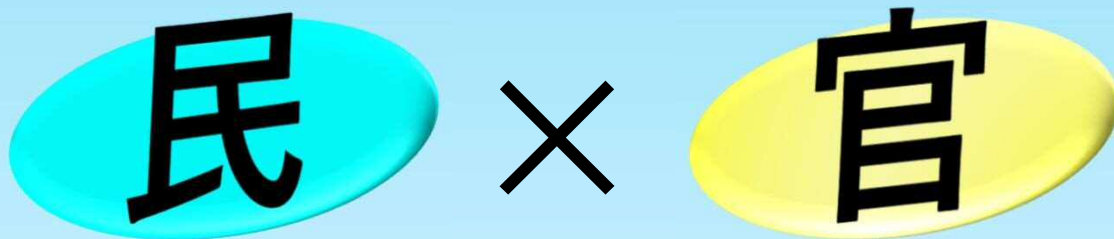
新制度での募集は、5月1日から6月30日まで受け付けます。（令和3年度4月以降実施分）
また、5月12日（火）午後1時30分から、尼崎市中央北生涯学習プラザで、制度内容や活用等についてのイベントを開催します。（別紙）参加費は無料、申し込みは4月4日から所定のホームページ（https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/si_mirai/1010136/index.html）で受け付けを開始します。定員先着100人。

以上

NEW!!

市民提案制度

（旧提案型事業委託制度・旧提案型協働事業制度）



民間のアイデアと行政の強みを掛け合わせて
地域社会の課題解決、まちの魅力の向上へ
皆様の提案を尼崎のチカラに

- ・行政資源の活用による事業拡大に
- ・事業や活動の協働実施による拡大に
- ・公益的事業への参入、社会的起業のきっかけに
- ・身近な課題の解決に向けた取組を行政と共に

実現まではたったの3ステップ！

Step1 提案

提案書はA4一枚程度、
アイデアレベルOK

Step2 マッチング・協議

提案者と市所管課とのマッチング、
協議を経てチームを結成

※実現性を高める「Wマッチングシステム」を
採用（裏面）

Step3 審査

外部委員、市職員で構成する
審査会でのプレゼン審査
チームで発表します

提案実現！あなたのチカラで尼崎を豊かに！

市民提案制度の内容や官民の連携などについてのイベントを開催します

「今、公共に食い込む！～市民提案制度とその可能性に迫る～」

令和2年（2020年）5月12日（火）13:30～15:30 尼崎市中央北生涯学習プラザ大ホール

- 進行、コーディネート、基調講演
一般財団法人ダイバーシティ研究所 田村太郎氏
- プログラム
 - ・最新の協働事情についての基調講演
 - ・旧制度の利用者、起業家の事例を共有
 - ・市長、事例発表者によるパネルディスカッション
- 参加無料、申し込みは市ホームページ、FAX、電話にて
TEL 06-6489-6153 FAX 06-6489-6173



市ホームページ
(制度トップページ)

田村 太郎

兵庫県伊丹市生まれ。
阪神大震災で外国人被災者支援や
復興まちづくりに携わり、'07年
1月に「ダイバーシティ研究所」
を設立。CSRや自治体施策を通し
たダイバーシティを推進する。
社会起業家の育成や多文化共生にも力を入れて
いる。復興庁復興推進参与、大阪大学客員
准教授、明治大学大学院兼任講師。



市民提案制度は、次の手法で皆様の提案の実現を図るものです

- ・委託事業 市の事業の委託化（提案者との随意契約）
- ・協働事業 市との協働事業の実施及び補助金等の交付（概ね30万円を上限）
- ・その他 共催・後援・許認可等の連携

ダブルWマッチングシステム

マッチング①

提案者と事業の所管課とのマッチング



マッチング②

提案者と市の相互理解を深めながら提案内容と市の方針等とのマッチング



アイデアとノウハウが詰まった、**自由な提案**を募集しています

（市が特に提案を求めるテーマへの提案も受け付けています）

提案できる事業の要件

共通	<ul style="list-style-type: none"> ・公益的な事業（営利目的は不可） ・予算の見積もりが適正 ・本市の総合計画の方向性に沿っている ・提案期間の上限は3年間
委託事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市が実施するよりも、サービスの質やコスト等の面で付加価値があるもの（新規事業可） ・市の実施内容と同一のまま、単にコストを低減させるものでない
協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市と協働で取り組むことで、地域課題や社会的課題の解決が図られる ・協働の役割分担が適切で、市との協働実施により、相乗効果が高まる ・先進性、先駆性等工夫やアイデアがあり、市民の視点からの取組である

提案できる団体の要件

要件	<ul style="list-style-type: none"> ・公益的な事業を担う上で十分な実施能力を有すると客観的に判断される団体（下記） ・団体としての活動期間が原則として1年以上 ・5人以上の構成員で組織している団体 ・組織の運営に関する定款、規約又は会則を定めている ・団体の予算、決算について適正な会計処理が行われている
----	--

この他、審査項目等についても公表しています

詳しくは、募集要領、市ホームページをご覧ください

